

証券コード 5997
(発送日) 2024年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月 5日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

福岡県糟屋郡篠栗町和田5丁目7番1号
協立エアテック株式会社
代表取締役社長 久 野 幸 男

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第53回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kak-net.co.jp/pdf/2024shoshu.pdf>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄（会社名）」に「協立エアテック」または「コード」に当社証券コード「5997」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知」/「株主総会資料」欄より、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

又、議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県糟屋郡篠栗町和田5丁目6番14号
当社第4工場会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第53期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠取締役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を下記の各ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト <https://www.kak-net.co.jp/>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が落ち着き、5類への移行もあり社会・経済活動に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢による資源や原材料価格の高騰、中国経済の減速、円安など、先行きは極めて不透明な状況となっております。

当社グループが関連いたします建設市場におきましては、公共投資は底堅く推移しましたが、民間設備投資は、新型コロナウイルス感染症の規制緩和で持ち直しの動きがあるものの、物価の上昇による労務費の増加や原材料費など部材の高騰などの影響で、厳しい受注環境状況で推移しました。

また、住宅投資につきましては、引き続き政府による各種住宅取得支援が実施され、住宅ローンも引き続き低金利の状況で住宅取得環境は良好な状態が続いておりますが、資材の高騰や労務費の増加などの影響により、当社の販売先であります戸建住宅の新設住宅着工戸数は減少傾向で推移しており厳しい受注環境が続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、当初売上目標達成と利益確保を最重要課題とした受注活動に取り組んでまいりました。

ビル設備部門におきましては、近畿地区・中部地区に於いて大型都市再開発案件や半導体工場建設など製造業の堅調な設備投資が売上に寄与しましたが、価格競争の激化もあり厳しい受注環境のなか、当社の主力製品であるダンパー・吹出口・VAVを含むシステム機器の販売を重点に営業活動を行ってまいりました。

一方で住宅設備部門の当社独自の住宅用全館空調システム、住宅用空調換気システム「Kankimaru」、ふく射冷暖房システム「クール暖」、IH調理器専用排気システム「スリムハイキII」、セントラル浄水器「JM3」では、新型コロナウイルス感染症や物価高などの影響で新規住宅着工戸数が減少で推移するなか既存顧客を中心とした分譲住宅の受注の確保やウェブでの販売促進を行い、受注が厳しいなか売上高が計画比2億85百万円の増加となりました。

グループ全体では当連結会計年度の売上高は118億96百万円（前連結会計年度比12.3%増）となりました。

売上高を主な製品別で見ますと、ビル設備部門のダンパー32億21百万円（前連結会計年度比3.6%増）、吹出口23億7百万円（前連結会計年度比17.0%増）、ファスユニット54百万円（前連結会計年度比59.0%減）、住宅設備部門の全館空調システム・24時間換気システムなど38億55百万円（前連結会計年度比1.2%減）となりました。

一方利益面におきましては、不採算案件の見直しや高付加価値製品の販売に重点をおいた営業活動で利益の確保を行ってまいりました。また、工場原材料の海外調達による変動費の抑制、労務費や製造経費の徹底したコスト削減、作業工数低減活動により製造原価の低減に寄与しましたが、原材料価格の高騰などにより最終的には売上原価率は75.7%（前連結会計年度76.3%）となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、現在全社挙げてのコスト削減を目指して毎月经費分析をおこなうとともに経費の低減活動をおこなってまいりました。

その結果、営業利益は6億92百万円（前連結会計年度比37.6%増）、経常利益は7億39百万円（前連結会計年度比31.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億88百万円（前連結会計年度比34.4%増）となりました。

製品・商品別の売上状況については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	第 50 期 (2020年度)	第 51 期 (2021年度)	第 52 期 (2022年度)	第 53 期 (当連結会計年度) (2023年度)
ダ ン パ ー	2,781	2,820	3,110	3,221
吹 出 口	2,420	2,218	1,971	2,307
フ ァ ス ユ ニ ッ ト	34	42	132	54
全館空調システム・24時間 換気システム等	3,388	3,548	3,902	3,855
商 品	1,298	1,263	1,479	2,457
合 計	9,924	9,892	10,596	11,896

(2) 設備投資の状況

- ①当連結会計年度において実施した重要な設備投資はありません。
 ②当連結会計年度において実施した重要な設備の除却はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資、社債発行等による資金調達は行っていません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 50 期 (2020年度)	第 51 期 (2021年度)	第 52 期 (2022年度)	第 53 期 (当連結会計年度) (2023年度)
売 上 高	9,924,459	9,892,719	10,596,366	11,896,916
親会社株主に帰属する 当期純利益	432,039	552,501	363,521	488,676
1株当たり当期純利益(円)	90.36	115.35	75.74	101.64
総 資 産 額	12,189,728	13,033,680	13,840,036	14,957,048
純 資 産 額	6,884,595	7,408,659	7,682,559	8,407,082
1株当たり純資産額(円)	1,438.99	1,545.85	1,599.66	1,743.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は自己株式を除いております。
 2. 当連結会計年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社に関する状況
 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
常熟快風空調有限公司	US\$711,000	100.0%	空調設備機材の製造販売並びにアフターサービス
(株) マ ス ク	10,000,000円	90.0%	空 調 資 材 の 販 売

(6) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、ウィズコロナのもとで社会経済活動は持ち直し、企業の設備投資が増加すると見込まれますが、原材料の価格上昇や原油高などの影響で、先行きは依然として厳しい受注環境が続くものと予想されます。

当社グループとしましては、住宅製品の壁かけ式全熱交換型空気清浄機「えあくるん」、24時間マルチ換気システム「DESIX」などの販売促進を行い、当社独自の全館空調システムや住宅用空調換気システム「Kankimaru」・「クール暖」の販売体制の充実を図り、主力製品のダンパー・吹出口と空調ユニットシステム、低炭素エコ素材「ル・エコ」や業務用厨房フード「ハイ・フード」の拡販と合わせ業績向上に邁進していく所存であります。生産体制におきましては、人間とロボットの協業化を行うとともに、作業工数削減3.5工数（全工場）及び経費の低減活動を行ってまいります。

次期の2024年12月期の連結業績の予想につきましては、売上高112億円、営業利益6億50百万円、経常利益6億74百万円、親会社株主に帰属する当期純利益4億70百万円を見込んでおります。

(7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは空調設備機材（吹出口、ファスユニット）、防火・防災機材（ダンパー）の製造販売並びに住宅向けの全館空調システム・住宅用空調換気システムの製造販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本 社	〒811-2414 福岡県糟屋郡篠栗町和田5丁目7番1号
東 京 本 社	〒134-0015 東京都江戸川区西瑞江4丁目15番地1
大 阪 支 店	〒577-0053 大阪府東大阪市高井田27番2号
名 古 屋 支 店	〒490-1415 愛知県弥富市鮫ヶ地3丁目73番地1
九 州 支 店	〒811-2414 福岡県糟屋郡篠栗町和田5丁目7番1号
東 北 営 業 所	〒984-0015 宮城県仙台市若林区御町3丁目5番18号
第 1 工 場	〒811-2301 福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈723番地の1
第 2 工 場	〒811-2301 福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈685番地の1
第 3 工 場	〒811-2414 福岡県糟屋郡篠栗町和田5丁目7番1号
第 4 工 場	〒811-2414 福岡県糟屋郡篠栗町和田5丁目6番14号
関 東 工 場	〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3295番地
名 古 屋 工 場	〒490-1415 愛知県弥富市鮫ヶ地3丁目73番地1
技 術 研 究 所	〒811-2301 福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈723番地の1

②主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
常熟快風空調有限公司	中国江蘇省常熟東南經濟開發区
㈱ マ ス ク	福岡県福岡市博多区東比恵三丁目13番10号

(9) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
339名	6名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 平均臨時雇用者数は、使用人の100分の10未満であるため記載を省略しております。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
316名	一名	45.3歳	19.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 平均臨時雇用者数は、使用人の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) み ず ほ 銀 行	450,000 千円
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	400,000
(株) 三 菱 U F J 銀 行	250,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	250,000
(株) 福 岡 銀 行	150,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- ①発行可能株式総数 20,663,400株
 ②発行済株式の総数 6,000,000株
 ③株主数 2,076名
 ④大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
協立エアテック社員持株会	567,320 株	11.79 %
久野幸男	523,420	10.88
住友生命保険相互会社	370,500	7.70
協立エアテック協栄会	246,800	5.13
(株)西日本シティ銀行	237,900	4.95
(株)福岡銀行	234,700	4.88
水元公仁	158,600	3.30
(株)南陽	144,900	3.01
福岡商事(株)	118,500	2.46
サンベック(株)	110,000	2.29

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,189,380株を控除して計算しております。
 2. 自己株式は上記大株主からは除外しております。

⑤当事業年度中に業務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,800株	3名
監査役	1,200株	1名

- ⑥その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	久 野 幸 男	常 熟 快 風 空 調 有 限 公 司 董 事 長 (株) マ ス ク 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役	宮 田 正 昭	営 業 統 括 本 部 本 部 長 (株) マ ス ク 取 締 役 董 事 常 熟 快 風 空 調 有 限 公 司 董 事
取 締 役	柿 原 秀 規	技 術 本 部 本 部 長
取 締 役	植 田 正 敬	植 田 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表 U K K 税 理 士 法 人 代 表
常 勤 監 査 役	松 本 孝 明	常 熟 快 風 空 調 有 限 公 司 監 事 (株) マ ス ク 監 査 役
監 査 役	加 藤 久	加 藤 合 同 国 際 特 許 事 務 所 代 表
監 査 役	長 伸 幸	長 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表 (株) 財 産 マ ネ ジ メ ン ト 代 表 取 締 役

- (注) 1. 取締役植田正敬氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤久及び監査役長伸幸の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役植田正敬、監査役加藤久及び監査役長伸幸の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役松本孝明氏は、当社入社当初から経理部に在籍し、経理及び財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役長伸幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

②責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役植田正敬及び監査役加藤久、監査役長伸幸の各氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償限度額は、各氏とも、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

⑤当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	譲渡制限付株式報酬	
取締役	81,583	60,600	17,250	3,733	4
監査役	16,624	12,600	3,350	674	3
合計 (うち社外役員)	98,208 (6,600)	73,200 (6,600)	20,600 (-)	4,408 (-)	7 (3)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2008年3月27日開催の第37回定時株主総会において年額300百万円以内（決議時点の支給対象人員7名）、監査役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第36回定時株主総会において年額30百万円以内（決議時点の支給対象人員3名）と決議いただいております。また、2018年3月28日開催の第47回定時株主総会において当該報酬限度額の範囲内で譲渡制限付株式に関する報酬として、社外取締役を除く取締役に対して年額30百万円以内、社外監査役を除く監査役に対して年額3百万円以内（決議時点の支給対象人員取締役4名、監査役1名）と決議いただいております。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の取締役会決議

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（賞与）及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ウ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
- 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与、譲渡制限付株式として毎年、一定の時期に配分する。
- エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- 当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。
- 個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与、譲渡制限付株式の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう監視する。なお、株式報酬は、代表取締役の案を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。
3. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等等について、決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針の取締役会決議に沿うものであると判断しております。

⑥社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況 及 び 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
社外取締役	植 田 正 敬	植田公認会計士事務所代表 UKK税理士法人代表 当社と植田公認会計士事務所及びUKK税理士法人との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	加 藤 久	加藤合同国際特許事務所代表 当社と加藤合同国際特許事務所との間には、特許出願手続等の取引があります。
社外監査役	長 伸 幸	長公認会計士事務所代表 ㈱財産マネジメント代表取締役 当社と長公認会計士事務所との間には、税務関係業務の取引があります。 当社と㈱財産マネジメントとの間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当 事 業 年 度 に お け る 主 な 活 動 状 況
社外取締役	植 田 正 敬	当事業年度に開催した取締役会14回のうち、12回に出席いたしました。主に学識経験及び公認会計士としての専門的見地から、当社グループの業務執行を監督し、意見を述べております。当事業年度に於きましては子会社を中心に監督し、取締役会にて報告・意見を述べております。
社外監査役	加 藤 久	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席しました、また監査役会9回のうち全てに出席いたしました。主に弁理士としての専門的見地から適宜質問して意見を述べております。
社外監査役	長 伸 幸	当事業年度に開催した取締役会14回のうち10回に出席しました、また監査役会9回のうち全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から適宜質問して意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称及び報酬等の額

会計監査人の名称	当事業年度に係る報酬等の額	当社及び子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額
太陽有限責任監査法人	20,500千円	20,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

②会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで、ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令遵守（コンプライアンス）は経営の最重要課題と位置づけ、経営理念にその思想を謳い、諸規程に反映させ、社内徹底を図ることにより、役職員の職務執行が法令及び定款に適合するものであることを確保する。
- 2) 社長室にコンプライアンス担当部署を設け、担当の取締役がこの運営にあたり、社内コンプライアンス体制の整備に努める。
- 3) 取締役と監査役の意見交換を積極的に行い、役割をわきまえた上で意思の疎通を図る。
- 4) 取締役は、使用人の模範となるべく自己研鑽に励み、機会を捉えコンプライアンスの意義を説いていく。
- 5) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況について監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 文書の整理保管、保存期限及び廃棄に関するルールを定めた「文書管理規程」を見直し、近時の環境に即したものに改め、社内に周知徹底を図り、適正な保存及び管理を行う。
- 2) 株主総会議事録、取締役会議事録については、管理本部総務課が主管し、その他取締役の職務執行に関する議事録等の情報は、主催した本部で保存、管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理は経営の重要課題と捉え、基本方針を定める。
- 2) 部署ごとにリスクの洗い出しを行い、具体的な対処方法を検討・立案し、取締役会において評価し、その方策を「リスク管理規程」として収め、部署内に周知徹底することにより、リスク管理を行っていく。
- 3) 内部監査部門は、リスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

④取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は経営計画を策定し、代表取締役は専務取締役以下の業務担当取締役並びに役職員の業務活動を統括する。
- 2) 毎月開催の取締役会の席上で、取締役による職務執行状況の報告をし、他の取締役からの質疑により緊張感を保つ。

⑤会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 親会社の取締役が、子会社の主要な業務執行取締役を兼ねているので、親会社の取締役会を通じ、企業集団としての業務の適正化を確保していく。
- 2) 子会社の取締役は、親会社の取締役会に出席し、業務の状況について報告する。

- 3) 子会社の取締役は、親会社の取締役会において、各取締役から業務の状況について報告を受け、質疑により進捗状況を確認する。
- 4) 子会社の取締役は、親会社の取締役会で決定されたことは、子会社の環境に合わせて、社内徹底を図る。
- 5) 子会社も適宜、親会社の監査役及び内部監査部門による監査を受ける。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
監査役から要望があれば、監査役室要員として遅滞なく配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室の要員の任命・異動・考課等処遇については、予め常勤監査役の同意を求める。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 会社法第357条「取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告しなければならない。」の主旨を、取締役会を通じて徹底する。
 - 2) 常勤監査役は取締役会ほか重要な会議に出席すること、並びに重要書類の閲覧等を通して積極的に情報を収集する。
 - 3) 常勤監査役は、日常的に大半の役員、使用人と会話が可能であり、このような場を通して情報収集に努める。
 - 4) 常勤監査役は、社長室内部監査部門と連携を密にし、情報収集に努め、併せて監査指導にあたる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会における「監査役の見解・報告」の時間は、今後も確保し、積極的な監査役の発言を促す。
 - 2) 監査役の重要な会議、委員会への出席、主要な稟議書の回付等の制度は遵守する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを実施しております。

- ① 当社取締役会は、毎月1回及び必要に応じて臨時に開催しております。各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有と経営管理を行っております。
- ② 当社監査役は、毎月開催される取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し業務の適正性の確認を行い、これらの結果について監査役会を毎月開催し、情報の共有を行っております。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、内部監査部門が年間基本計画に基づき内部統制監査を実施しております。
- ④ リスク管理に係る管理状況については、内部監査部門が年間の内部監査を通して実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	9,577,177	流動負債	5,735,685
現金及び預金	4,031,976	支払手形及び買掛金	1,003,135
受取手形及び売掛金	2,126,183	電子記録債務	1,785,706
電子記録債権	1,769,838	短期借入金	2,050,000
商品及び製品	774,733	未払金	331,201
仕掛品	24,278	未払法人税等	197,932
原材料及び貯蔵品	776,540	賞与引当金	46,132
その他	76,250	その他	321,579
貸倒引当金	△2,624	固定負債	814,279
固定資産	5,379,870	預り保証金	19,945
有形固定資産	4,521,518	退職給付に係る負債	706,677
建物及び構築物	1,511,188	長期未払金	57,075
機械装置及び運搬具	290,813	資産除去債務	5,498
土地	2,618,508	製品保証引当金	20,230
建設仮勘定	19,875	その他	4,853
その他	81,132	【負債合計】	6,549,965
無形固定資産	143,484	【純資産の部】	
投資その他の資産	714,867	株主資本	8,175,130
投資有価証券	450,034	資本金	1,683,378
繰延税金資産	175,068	資本剰余金	1,610,809
その他	91,763	利益剰余金	5,371,953
貸倒引当金	△1,998	自己株式	△491,010
【資産合計】	14,957,048	その他の包括利益累計額	212,615
		その他有価証券評価差額金	208,598
		退職給付に係る調整累計額	△57,402
		為替換算調整勘定	61,419
		非支配株主持分	19,336
		【純資産合計】	8,407,082
		【負債・純資産合計】	14,957,048

連結損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,896,916
売上原価		9,007,434
売上総利益		2,889,482
販売費及び一般管理費		2,197,209
営業利益		692,272
営業外収益		
受取利息	2,610	
受取配当金	12,790	
スクラップ売却収入	24,619	
受取家賃	1,145	
雑収入	13,139	54,304
営業外費用		
支払利息	6,715	
為替差損	380	
雑損	209	7,304
経常利益		739,273
特別利益		
固定資産売却益	550	550
特別損失		
固定資産除却損	652	652
税金等調整前当期純利益		739,171
法人税、住民税及び事業税	277,203	
法人税等調整額	△29,992	247,210
当期純利益		491,960
非支配株主に帰属する当期純利益		3,283
親会社株主に帰属する当期純利益		488,676

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年1月1日残高	1,683,378	1,597,636	4,838,006	△494,069	7,624,951
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△72,039		△72,039
親会社株主に帰属する 当期純利益			488,676		488,676
自己株式の処分		1,005		3,058	4,064
連結範囲の変動		12,166	117,309		129,476
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	13,172	533,947	3,058	550,178
2023年12月31日残高	1,683,378	1,610,809	5,371,953	△491,010	8,175,130

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 計
	その他有価 証券評価差 額 金	退職給付に 係る調整累 計 額	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包 括利益累計 額 合 計		
2023年1月1日残高	106,758	△99,360	50,210	57,607	－	7,682,559
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△72,039
親会社株主に帰属する 当期純利益						488,676
自己株式の処分						4,064
連結範囲の変動						129,476
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	101,840	41,957	11,209	155,007	19,336	174,344
連結会計年度中の変動額合計	101,840	41,957	11,209	155,007	19,336	724,522
2023年12月31日残高	208,598	△57,402	61,419	212,615	19,336	8,407,082

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

常熟快風空調有限公司

(株)マスク

このうち、(株)マスクについては、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めておりません。

非連結子会社の名称

丸光産業(株)

(株)寿商

総合機販(株)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社又は関連会社数 0社

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社 丸光産業(株)

(株)寿商

総合機販(株)

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)マスクの決算日は、10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

b) 棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～10年

b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

c) 製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

④退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、ビル空調、防災関連機器、住宅向け全館空調システム・24時間換気システムの製造販売を主な内容とした事業活動を行っております。

当社グループは、主に完成した製品及び商品を顧客に供給することを履行義務としております。原則として、製品及び商品を顧客が検収した時点で、当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、当該履行義務が充足されると判断していることから、顧客が当該製品及び商品を検収した時点で収益を認識しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|---------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4, 448, 749千円 |
| (2) 期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理は手形交換日または決済日をもって決済処理しております。 | |
| 当連結会計年度は期末日が銀行休業日のため、次のとおり期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務が期末残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 28, 378千円 |
| 電子記録債権 | 61, 392千円 |
| 電子記録債務 | 330, 690千円 |
| （営業外電子記録債務を含む） | |
| 支払手形 | 56, 575千円 |
| （営業外支払手形を含む） | |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,000,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	72,039	15.0	2022年12月31日	2023年3月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議しております。

決議予定日	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生予定日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	96,212	利益剰余金	20.0	2023年12月31日	2024年3月28日

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については余資を定期性預金など安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で補う方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金等に係る信用リスクは、与信管理基準に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や経営状況を把握し、当社との関係を勘案したうえで、継続保有の検討を行っております。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	435,034	435,034	—
資産計	435,034	435,034	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は上記表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式及び関連会社株式	15,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	435,034	—	—	435,034

注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
ビル用 ダンパー	3,221,342
吹出口	2,307,593
ファスユニット等	54,332
住宅用 全館空調システム・24時間換気システム等	3,855,865
商品 吹出口（ガラリ・パンカー・その他）	2,457,783
顧客との契約から生じる収益	11,896,916
その他の収益	—
外部顧客への売上高	11,896,916

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,499,996
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,731,969
契約負債（期首残高）	38,809
契約負債（期末残高）	22,451

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に、契約負債は流動負債「その他」にそれぞれ含まれております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は38,809千円であります。契約負債は主に商品及び製品の販売取引から受け取った仮受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において、契約負債が16,358千円減少した主な要因は商品及び製品の納品及び検収前に顧客から預かったものであり顧客の検収時点で収益を認識しております。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,743円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	101円64銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	9,093,641	流動負債	5,658,329
現金及び預金	3,694,353	支払手形	284,723
受取手形	357,980	電子記録債権	1,785,706
電子記録債権	1,769,838	買掛金	660,229
売掛金	1,688,675	短期借入金	2,050,000
商品及び製品	753,789	リース債務	6,746
仕掛品	24,278	未払金	328,828
原材料及び貯蔵品	731,891	未払費用	55,615
その他の流動資産	74,392	未払法人税等	189,169
貸倒引当金	△1,558	預り金	113,094
固定資産	5,445,932	賞与引当金	43,502
有形固定資産	4,517,496	その他の流動負債	140,715
建物	1,436,003	固定負債	731,804
構築物	75,382	預り保証金	19,945
機械装置	263,982	退職給付引当金	624,202
車両運搬具	18,609	製品保証引当金	20,230
工具器具備品	70,507	長期未払金	57,075
土地	2,623,034	リース債務	4,853
建設仮勘定	19,875	資産除去債務	5,498
リース資産	10,102	【負債合計】	6,390,134
無形固定資産	143,484	【純資産の部】	
電話加入権	3,257	株主資本	7,940,841
ソフトウェア仮勘定	85,694	資本金	1,683,378
その他	54,533	資本剰余金	1,597,757
投資その他の資産	784,951	資本準備金	639,458
投資有価証券	435,034	その他資本剰余金	958,298
長期積立保険料	66,940	利益剰余金	5,114,439
関係会社株式	30,000	利益準備金	59,010
関係会社出資金	83,077	その他利益剰余金	5,055,429
繰延税金資産	151,345	繰越利益剰余金	5,055,429
その他投資等	20,552	自己株式	△454,733
貸倒引当金	△1,998	評価・換算差額等	208,598
【資産合計】	14,539,574	その他有価証券評価差額金	208,598
		【純資産合計】	8,149,440
		【負債及び純資産合計】	14,539,574

損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,520,267
売上原価		8,756,631
売上総利益		2,763,636
販売費及び一般管理費		2,107,630
営業利益		656,006
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	12,790	
スクラップ売却収入	23,993	
受取家賃	1,145	
雑収入	18,481	56,425
営業外費用		
支払利息	6,715	
為替差損	316	
雑損失	208	7,240
経常利益		705,191
特別利益		
固定資産売却益	550	550
特別損失		
固定資産除却損	647	647
税引前当期純利益		705,094
法人税、住民税及び事業税	260,562	
法人税等調整額	△28,301	232,260
当期純利益		472,833

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2023年1月1日残高	1,683,378	639,458	957,293	1,596,751	59,010	4,654,635	4,713,645
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△72,039	△72,039
当期純利益						472,833	472,833
自己株式の処分			1,005	1,005			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	1,005	1,005	—	400,793	400,793
2023年12月31日残高	1,683,378	639,458	958,298	1,597,757	59,010	5,055,429	5,114,439

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年1月1日残高	△457,792	7,535,983	106,758	106,758	7,642,741
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△72,039			△72,039
当期純利益		472,833			472,833
自己株式の処分	3,058	4,064			4,064
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			101,840	101,840	101,840
事業年度中の変動額合計	3,058	404,857	101,840	101,840	506,698
2023年12月31日残高	△454,733	7,940,841	208,598	208,598	8,149,440

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械及び装置 2年～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- ④製品保証引当金 納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、ビル空調、防災関連機器、住宅向け全館空調システム・24時間換気システムの製造販売を主な内容とした事業活動を行っております。

当社は、主に完成した製品及び商品を顧客に供給することを履行義務としております。原則として、製品及び商品を顧客が検収した時点で、当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、当該履行義務が充足されると判断していることから、顧客が当該製品及び商品を検収した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

(1) 期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理は手形交換日または決済日をもって決済処理しております。

当事業年度は期末日が銀行休業日のため、次のとおり期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務が期末残高に含まれております。

受取手形	28,378千円
電子記録債権	61,392千円
電子記録債務	330,690千円
(営業外電子記録債務を含む)	
支払手形	56,575千円
(営業外支払手形を含む)	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,383,358千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	73,295千円
短期金銭債務	3,411千円
長期金銭債務	945千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	160,771千円
仕入高	38,750千円
営業取引以外の取引高	25,592千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,189,380株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	12,833千円
賞与引当金	13,224千円
未払金	18,644千円
棚卸資産評価損	991千円
貸倒引当金	1,081千円
長期未払金	17,351千円
退職給付引当金	189,757千円
有価証券評価損	17,773千円
減損損失	39,863千円
製品保証引当金	6,149千円
資産除去債務	1,671千円
その他	12,958千円
繰延税金資産（小計）	<u>332,302千円</u>
評価性引当額	<u>△88,789千円</u>
繰延税金資産（合計）	<u>243,511千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務	△1千円
合併受入土地評価差額	△14,477千円
その他有価証券評価差額金	<u>△77,686千円</u>
繰延税金負債（合計）	<u>△92,165千円</u>

繰延税金資産（純額） 151,345千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,694円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	98円34銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

協立エアテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承煥 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有久 衛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協立エアテック株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協立エアテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

協立エアテック株式会社
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承煥 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有久 衛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協立エアテック株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みならびに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘する事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

協立エアテック株式会社 監査役会

常勤監査役 松本孝明 ㊟

社外監査役 加藤久 ㊟

社外監査役 長伸幸 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社の配当政策に関しましては、企業価値の長期的最大化に向け、将来の事業拡大に必要な不可欠な研究開発、設備投資、運転資金など成長への投資を第一優先とし、そのための内部留保を確保し、その後の剰余資金につきましてはキャッシュ・フローも勘案の上、可能な限り株主の皆様へ還元いたします。毎年の配当につきましては、必要とする内部留保のレベルにもよりますが、安定的、継続的な還元の充実を図っていく所存であります。

第53期の期末配当につきましては、上記の配当政策に基づき経営基盤の強化及び今後の事業展開資金の内部留保を考慮させていただきまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額96,212,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	く の 野 幸 男 (1951年7月1日生)	1971年 3月 当社入社	百株 5,234
		1986年 1月 当社技術部長 1990年 3月 当社取締役 技術部長 1994年 3月 当社常務取締役 技術部長 2001年 2月 当社代表取締役常務技術部長 2001年 4月 当社代表取締役社長（現任） 2005年 8月 常熟快風空調有限公司董事長（現任） 2013年 9月 株式会社マスク代表取締役社長（現任）	
取締役候補者とした理由			
久野幸男氏は、代表取締役社長として、当社グループの経営を指揮しております。これまでの実績に鑑みまた中期経営計画の実行を通じた当社グループの安定的かつ持続的な成長と企業価値の向上を目指す上で適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。			
2	みや た ま さ あき 宮 田 正 昭 (1953年1月30日生)	2000年 1月 当社入社	285
		2005年 6月 当社東京支店支店長 2010年 3月 当社取締役営業統括本部長（現任） 2013年 9月 株式会社マスク取締役（現任） 2016年 1月 常熟快風空調有限公司董事（現任）	
取締役候補者とした理由			
宮田正昭氏は、ビル・住宅設備の事業において豊富な業務経験を有するとともに、取締役に就任以来、経営上の重要項目の決定、業務執行、他の取締役の業務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。			
3	かき はら ひで き 柿 原 秀 規 (1956年6月16日生)	2011年 4月 当社入社	232
		2011年 7月 E S・C部部长 2017年 3月 取締役技術本部本部長（現任）	
取締役候補者とした理由			
柿原秀規氏は、ビル・住宅設備の技術開発において豊富な業務経験を有するとともに、取締役に就任以来、経営上の重要項目の決定、業務執行、他の取締役の業務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。			
4	う え だ ま さ た か 植 田 正 敬 (1970年1月16日生)	2001年 6月 公認会計士登録	—
		2007年 8月 植田公認会計士事務所代表（現任） 2012年 3月 当社社外取締役（現任） 2020年 1月 U K K 税理士法人代表（現任）	
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
植田正敬氏は、公認会計士としての専門知識・経験また、取締役としての会社経営経験等から当社の経営に対して有益なご助言をいただけるものと期待しており、これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 植田正敬氏は、社外取締役の候補者であり、現在、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
3. 植田正敬氏は、現在、当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
4. 植田正敬氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間に責任限定契約を継続する予定であります。継続予定の責任限定契約の内容は、会社法第427条第1項及び定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定するものであります。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。
5. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での契約を予定しております。

(ご参考)

第2号議案および第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	企業経営 経営戦略	営業・マ ーケティ ング	財務会計	法務リス ク管理	生産技術 研究開発	グローバ ル
久野幸男	代表取締役 社長	○		○		○	○
宮田正昭	取締役 営業統括本部長		○				○
柿原秀規	取締役 技術本部長					○	○
植田正敬	取締役 (社外取締役)	○	○	○			
松本孝明	常勤監査役	○		○			○
加藤 久	監査役 (社外監査役)				○	○	○
長 伸幸	監査役 (社外監査役)	○		○	○		

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有するすべての知見を示すものではありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松本孝明および加藤久の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	まつもと たかあき 松本孝明 (1958年10月10日生)	1981年4月 当社入社	百株
		2011年3月 当社常勤監査役(現任) 2011年5月 常熟快風空調有限公司監事(現任) 2013年9月 株式会社マスク監査役(現任)	231
監査役候補者とした理由			
入社当初より財務部門に在籍し、財務および会計、ガバナンスに関する相当程度の知見を有しており、その専門知識と経験を当社の監査の充実に生かしております。引き続き監査役候補者といたしました。			
2	かとう ひさし 加藤久 (1954年4月29日生)	1994年3月 加藤合同国際特許事務所代表(現任) 2001年3月 当社社外監査役(現任)	—
		社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要	
加藤久氏は、特許事務所を開設するなどの経験、幅広い見識をもたれ、適切な監査して頂いて有益なご助言を頂いており、これまでの実績に鑑み適任と判断し引き続き社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 松本孝明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤久氏は、加藤合同国際特許事務所の代表者であり、当社が申請する特許関係手続きの一部を依頼しております。
3. 加藤久氏は、社外監査役の候補者であり、現在、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 加藤久氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって23年となります。
5. 加藤久氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間に現在締結している責任限定契約を継続する予定であります。
- 継続予定の責任限定契約の内容は、会社法第427条第1項及び定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定するものであります。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。
6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での契約を予定しております。

第4号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
衣目修三 <small>ころめしゅうぞう</small> (1949年10月26日生)	1978年3月 公認会計士登録	百株
	1978年8月 衣目公認会計士事務所開設(現任)	
	1978年10月 税理士登録	10
	2015年6月 ゼット株式会社社外取締役(現任)	
	2015年6月 株式会社ケーイーシー相談役(現任)	

- (注) 1. 衣目修三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 衣目修三氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 衣目修三氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、会社経営に関与された経験があり、公認会計士としての専門知識及び経験等を当社の経営の強化に活かしていただきたいためであります。
4. 衣目修三氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 衣目修三氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 締結予定の責任限定契約内容の概要は、会社法第427条第1項及び定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定するものであります。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。候補者の選任が承認され衣目修三氏が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 衣目修三氏は、補欠の社外取締役及び補欠の社外監査役の候補者であります。社外監査役に就任した場合は、補欠の社外取締役候補者の選任効力は失効いたします。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたします。

なお、衣目修三氏は社外監査役の補欠としての社外監査役候補者、中村司郎氏は現常勤監査役松本孝明氏の補欠としての監査役候補者であります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	
1	ころめしゅうぞう 衣目修三 (1949年10月26日生)	1978年3月 公認会計士登録	百株	
		1978年8月 衣目公認会計士事務所開設(現任)		
		1978年10月 税理士登録		10
		2015年6月 ゼット株式会社社外取締役(現任)		
		2015年6月 株式会社ケーイーシー相談役(現任)		
2	なかむらしろう 中村司郎 (1969年9月7日生)	1991年4月 当社入社	41	
		2022年1月 当社管理本部次長(現任)		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 衣目修三氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 衣目修三氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験があり、公認会計士としての専門知識及び経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
4. 衣目修三氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 衣目修三氏が監査役に就任した場合、当社は、責任限定契約を締結する予定であります。締結予定の責任限定契約内容の概要は、会社法第427条第1項及び定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定するものであります。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認され監査役に就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 衣目修三氏は、補欠の社外取締役及び補欠の社外監査役の候補者であります。社外取締役に就任した場合は、補欠の社外監査役候補者の選任効力は失効いたします。

以上